

第10号議案

平成31年度京都府公債費特別会計予算

平成31年度京都府公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300,448,014千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成31年2月6日提出

京都府知事 西脇隆俊

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		153,988,457 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	113,291,288
	2 特別会計繰入金	1,417,399
	3 基金繰入金	39,279,770

款	項	金額
2 諸 収 入		859,557 ^{千円}
	1 雑 入	859,557
3 府 債		145,600,000
	1 府 債	145,600,000
歳 入 合 計		300,448,014

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		300,448,014 ^{千円}
	1 公 債 費	300,448,014
歳 出 合 計		300,448,014

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	143,560,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
地域開発事業特別会計借換債	330,000			
港湾事業特別会計借換債	1,710,000			
計	145,600,000			